

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 借入内容

- （1）業 務 名 公園管理システムサーバ機器賃貸借
- （2）納入場所 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 公園海岸課 課室
- （3）借入概要 サーバー式
上記製品の賃貸借及び保守
- （4）借入期間
 - ① 納入期限 令和 9 年 2 月 28 日
上記期限までに賃貸借物件を使用可能な状態に調整を完了すること
 - ② 賃貸借期間 令和 9 年 3 月 1 日～令和 14 年 2 月 29 日
・地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として契約期間を 5 年とする。

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当すること。）

- （1）明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）に、契約の種類が「情報機器・家電」で登録されていること、又は、契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業務区分が「レンタル・リース」で登録されていること。
- （2）以下の①から④のいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内の本店で登録している者（県内本店業者）
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- （3）平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの間に、国内において国または地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「サーバ機器賃貸借契約」を元請として完了した業務実績を有すること。
※長期継続契約等により現在履行中の業務であっても、令和 8 年 6 月 30 日までの間に 12 か月以上連続して履行している場合は、上記内容を満たすものとする。
- （4）兵庫県内に保守業者の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整え、本業務の業務責任者として配置できること。（資格及び専任性は問いません。）
- （5）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （6）明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- （7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続き開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- （8）明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- （9）公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- （10）開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合には契約締結期限までの間に、国税の滞納がな

いことを証する納税証明書を提出できること。

- (11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）よりプライバシーマークの使用を認定されていること。又は、ISMS 認定済み事業者として登録されていること。（導入又は保守を別業者に委託する場合、委託された者がプライバシーマークの使用を認定されていること。又は、ISMS 認定済み事業者として登録されていること。）
- (12) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解したうえで入札に参加できること。

3 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより都市整備室公園・海岸課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。
令和8年7月15日（水）から令和8年7月21日（火）午後1時まで
（FAX 078-918-5109 明石市都市整備室公園・海岸課 業務委託等契約担当者 宛）
- (2) 質問に対する回答
令和8年7月23日（木）午後1時に明石市ホームページにおいて公表します。

4 入札参加申込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名ラベル（指定様式）を貼り付けて下さい。
 - ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
 - イ 入札書（指定様式）
 - ウ 業務費内訳書表紙（指定様式）※内訳書は任意の様式で可
 - エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）
 - オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）よりプライバシーマーク又はISMS認証の使用が認可されている内容が分かる認定証等（写）（両方認定されている場合はどちらか任意）※リース会社が、導入及び保守を別業者に委託する場合には、業務を請け負う別業者の認定証等（写）
 - カ 納入予定機種及び保守業務拠点調書（保守業務を別業者に委託する場合には、業務を請け負う別業者の保守の実績内容が分かる契約書等（写））
 - キ 配置予定業務責任者調書（指定様式）※調書の【必要書類の提出において】を必ずご確認ください。
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
 - ア 令和8年7月23日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
 - イ 都市整備室公園・海岸課への郵便物の必着期限は、令和8年7月28日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。
また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
 - ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより都市整備室公園・海岸課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。
（FAX 078-918-5109 明石市都市整備室公園・海岸課 業務委託等契約担当者 宛）

5 開札日時及び場所

- (1) 日時
令和8年7月29日（水）午前10時00分（予定） ※状況により前後します。
- (2) 場所
明石市役所 本庁舎7階 都市整備室会議室

6 入札保証金
免除

7 契約保証金
免除

8 入札金額の取扱い
入札金額は月額（税抜）を記載してください。

9 消費税の取扱い
入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件
前金払 無 部分払 有（年12回以内）

11 予定価格（税抜）
48,000 円（月額）
※予定価格を超える金額で入札を行った場合は無効となります。

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）
明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超えている場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。
契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。
この場合において、入札、契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

13 契約条項等を示す場所
明石市契約規則等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

14 入札に関する条件
(1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
(2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
(3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
(4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

15 無効とする入札
(1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
(2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
(3) 入札に関する条件に違反した入札

16 資格審査及び落札決定について
(1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
(2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で、落札決定を行います。
(3) 入札結果は、令和8年7月30日（木）から明石市ホームページにて掲載する予定です。

17 長期継続契約について

本賃貸借契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約として契約を行うものです。

なお、契約の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定賃借料総額未滿に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上で本入札に参加すること。

18 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。